

大和市基金条例の一部を改正する条例

大和市基金条例（平成19年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第3条第2項中「第15号」を「第14号」に改める。

第4条第4項中「第1条第14号」を「第1条第13号」に改め、同条第5項中「第1条第15号」を「第1条第14号」に改め、同条第6項中「第1条第16号」を「第1条第15号」に改め、同条第7項中「第13号」を「第12号」に改める。

第5条中「第15号」を「第14号」に、「繰替えて」を「繰り替えて」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。